



いじめ防止啓発月間

「いじめ」って?!

平成 25 年施行の「いじめ防止対策推進法 第2条」では、いじめの定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校内外を問わない。」とあります。

つまり「いじめ」とは、その言葉からイメージされる執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、子どもにいじめつもりはなくても、相手が苦痛を感じていたら「いじめ」になります。また、いじめを受けている子どもが苦痛を感じていない場合や、「いじめられているの?」と聞かれて「いじめられていない」と答えた場合であっても、周りから見て、当然、苦痛を受けていると感じるものも「いじめ」になります。

「いじめ」は、決して他人事ではなく、どの子どもも「いじめ」の被害者にも加害者にもなってしまうことがあります。（大津市いじめの防止に関する行動計画より）

本校の取り組み

6月と10月は、大津市で「いじめ防止啓発月間」とされており、教職員一同いつも以上にいじめの未然防止に向けた取り組みを強化しています。

～本校のいじめ防止啓発月間の取り組みを紹介します。～

♡「教育相談アンケート」をもとに、一人ひとりの児童と担任が話をし、児童が悩みや不安を話せる時間、児童の心の成長や変化に目を向ける時間にします。

♡6年生児童を対象に弁護士（ゲストティーチャー）による授業を実施し、人権とは何か、いじめとは何かについて学習します。

♡たてわり活動や委員会の企画など、児童が主体的に活動する場面を多く作ります。友だちとのつながりや異学年とのふれあいを通して、リーダーシップやフォロワーシップ、自己有用感や他者理解の心を育てます。

♡水泳学習に合わせて、各学級で「プライベートゾーン」についての学習を行います。自分の身体だけでなく、周りの人の身体も大切にできるよう、学年の実態に応じて学習を進めます。

♡「分団別班長会議」を行いました。分団登校で注意することや困っていることはないか、担当教員と話をするとともに、日頃の頑張りを認める時間になりました。

（今年度は5月に実施）

瀬田南小学校の教職員は、「令和5年度 瀬田南小学校いじめ防止基本方針」（本校ホームページに掲載しています）に則り、いじめについての研修や情報共有の時間を設け、常にアンテナ高く子どもたちの様子を見守るよう心がけています。また、「いじめかも」「困っているかも」と判断したときには、関係児童から話を聞くなど早期発見、早期対応に努めています。そのため、些細なことでも学校で話を聞いたことや、気になったことについては、こまめに家庭連絡をし、状況や今後の対応についてお話をしています。保護者の皆様には、お忙しい時間にもかかわらず、担任や担当教員からの連絡にいつも温かく耳を傾け、対応していただきありがとうございます。家庭と学校が連携して子どもたちを支えていくことで、誰にとっても安心してすごせる学校生活にしていきたいと思えます。引き続き、ご理解、ご協力をお願いします。

ご家庭でも、学校生活やお子さんのことで心配なこと、不安なこと、ご質問、気づかれたことなどがありましたら、いつでもご相談ください。一緒に子どもたちのことを見守り、健やかな子どもの成長を考えていきたいと思えます。



〈草ぬき大会〉



〈瀬田南小のあたりまえ
つまさきこっつん かかとぴたっ〉



〈掃除時間、6年生が1年生の教室へ行き教えたり手伝ったりしています〉

